

公益財団法人 鈴鹿市文化振興事業団
役員・評議員名簿

理 事

理 事 長 高木 久代
副理事長 宮崎 守
常務理事 坂 良直
理 事 高井 秀基・倉田 澄子・坂口 泰司・久志本 和彦・岡村 智子

監 事

伊藤 宗宏・田中 英二

評議員

福嶋 礼子・長谷川 八兄・伊藤 達彦・的場 凜
廣田 隆延・嶋 かをり・長谷川 祐美子

〈令和 8 年 8 月 3 日現在 敬称略 順不同〉

公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団非常勤役員の報酬規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団（以下この事業団という。）定款第 27 条の規定に基づき、この事業団の定款第 21 条において定める理事及び監事（以下「役員」という。）のうち、非常勤の監事の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

（報酬額）

第 2 条 非常勤の監事に対する報酬は、総額 2 万円の範囲内で、別表に定める金額を限度とし、決算監査業務に対して支払うものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員の身分を有する役員には支給しない。

（支給方法）

第 3 条 前条の報酬額は、振り込みにより支払う。ただし、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

（補則）

第 4 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

非常勤役員報酬

役員の名称	金 額
監 事	決算監査業務 1 回 1 人あたり 5,000 円